

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」に参画します！

～吹田支店、くずは支店、交野支店に車いす駐車場等を設置～

京都銀行（頭取 土井 伸宏）では、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」に参画しますのでお知らせいたします。

当制度は、障がいのある方や高齢者など移動に配慮が必要な方のための駐車スペースが適正に利用されるよう、商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車区画」および「ゆずりあい駐車区画」の利用証を大阪府が交付する制度です。今般、当行では、吹田支店、くずは支店、交野支店に両駐車区画を設置いたします。なお、他府県で交付された同様制度の利用証を掲示されている方も当駐車区画を利用することができます。

当行では、これまで京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県の同様の制度に参加しており、今後も、障がいのあるお客様、ご高齢のお客様に配慮し、すべてのお客様が安心して金融サービスや施設等をご利用いただけるよう努めてまいります。

記

1. 「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について

障がいのある方や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などに設置されている ①「車いす使用者用駐車区画」および ②車いすを使用されている方以外で移動に配慮が必要な方のための駐車スペース「ゆずりあい駐車区画」の利用証を大阪府が交付し、当駐車区画の適正な利用を働きかける制度です。

大阪府が交付した利用証は、他府県の同様制度の駐車区画でも利用することができます。

<案内標示>



「車いす使用者用駐車区画」「ゆずりあい駐車区画」

2. 「車いす使用者用駐車区画」および「ゆずりあい駐車区画」当行設置店について

設置店	吹田支店 (大阪府吹田市高城町1-5)	くずは支店 (大阪府枚方市楠葉並木2-2-7)	交野支店 (大阪府交野市私部西1-31-4)
設置日	平成28年3月31日(木)	平成28年4月12日(火)	平成28年4月12日(火)
駐車場 利用可能時間	全日 8:00 ~ 21:00		

※大阪府内の他の支店につきましても、府が定める規格に合致する場合は、順次「車いす使用者用駐車区画」、「ゆずりあい駐車区画」を設置してまいります。

<ご参考>

障がいのあるお客様、ご高齢のお客様等に配慮した当行の取り組みについて

1	「視覚障がい者対応 ATM」の設置	ATM付属のハンドセットから流れる音声ガイダンスに従い、ハンドセットにあるテンキーを操作することにより、視覚に障がいのあるお客様でもご利用いただけるATMで、「入金」「出金」「残高照会」「通帳記入」が可能。
2	「点字ブロック」の敷設	視覚に障がいのあるお客様を安全に誘導するための「点字ブロック」を店舗入口や店舗内に敷設。
3	「行員代筆」の取扱	入出金や振込等のお取引において、申込書等への自署、ご記入が困難なお客様の場合、行員による代筆を実施。
4	「行員代読」の取扱	視覚等に障がいのあるお客様に対して、行員による申込内容等の代読を実施。
5	「京銀点字通知サービス」の実施	視覚に障がいのあるお客様に対して、ご希望により「新規礼状」「残高通知」「取引明細通知」「満期案内」を点字で作成し、通知するサービスを実施。
6	窓口での振込手数料の引下げ	ATMのご利用が困難なお客様に対する窓口受付時の振込手数料を、ATMを利用した場合の手数料と同額に引き下げ。
7	「耳マーク表示板」の設置	筆談でご用件を承ることを明示する「耳マーク表示板」を全店に設置。
8	「耳マークシール」の取扱	窓口でのお呼び出しの際などにご不便をおかけしないよう、ご希望により通帳の見返し部に「耳マークシール」を貼付。
9	「筆談ボード」の配備	磁気式のメモボードで、専用のペンで字を書けワンタッチで字を消去できる「筆談ボード」を全店に配備。
10	「COMUOON」の配備	話し手の声を明瞭にすることでコミュニケーションを支援する卓上型聴こえ支援機器「COMUOON」を配備。(全店配備に向け設置中)
11	「助聴器」の常備	耳元に当てると相手の声が大きく聞こえる機能を持つ「助聴器」を全店に常備。
12	「コミュニケーションボード」の配備	聴覚に障がいのあるお客様や外国人のお客様との間で希望されるお取引やお手続きについて、円滑に意思疎通を図るための「コミュニケーションボード」を全店に配備。
13	「老眼鏡セット」の常備	度数の異なる3種類の老眼鏡を全店に常備。
14	「杖ホルダー」の設置	窓口で手続きをされる際に便利な「杖ホルダー」(カウンターで杖をかける器具)を全店に設置。
15	優先駐車場の設置	車いすをご利用の方などに優先的に駐車していただける駐車場を設置。 (「京都おもいやり駐車場利用証制度」「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」「奈良県おもいやり駐車場制度」「兵庫ゆずりあい駐車場制度」「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」に参画)
16	「成年後見制度取次サービス」の実施	成年後見制度に関する相談や利用を希望されるお客様を、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートに取り次ぐサービスを実施。

以上